

# E i w a N e w s

インボイス制度下での仕入税額控除の要件  
となる帳簿の記載事項について

令和5年9月  
( No. 218 )

令和5年10月1日よりいよいよインボイス制度が開始されます。今回は、インボイス制度下での仕入税額控除の要件である帳簿保存にかかる帳簿の記載事項を紹介します。

## 〔1〕インボイス制度における帳簿に記載が必要な事項

保存すべき帳簿の記載事項については、次のとおりであり、区分記載請求書等保存方式(令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間)の下での帳簿記載事項と同様となります。

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れの内容（軽減対象である場合はその旨）
- ④課税仕入れに係る支払対価の額

※取引先コード等による表示

上記①は、取引先コード等の記号・番号等による表示で差し支えありません。

また、③についても、商品コード等の記号・番号等による表示で差し支えありませんが、軽減対象であるかの判別が明らかとなるものである必要があります。

## 〔2〕帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

- ①適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ②適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ③古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
- ⑦適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストにより差し出されたものに限り。）
- ⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

上記の場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

●上記①～⑨のいずれかの仕入に該当する旨

(記載例) ①に該当する場合…「3万円未満の鉄道料金」

②に該当する場合…「入場券等」

●仕入れの相手方の住所又は所在地(一定の者を除きます。)

(記載例) ⑦に該当する場合…「〇〇市 自販機」、「××銀行□□支店ATM」

※帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な一定の者は、次のとおりです。

イ. 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送について、その運送を行った者

ロ. 適格請求書の交付義務が免除される郵便役務の提供について、その郵便役務の提供を行った者

ハ. 課税仕入れに該当する出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用人等

二. 上記③～⑥の課税仕入れ(一定のものに限る)を行った場合の当該課税仕入れの相手方

### [3] 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)

一定規模以下の事業者については、税込1万円未満の課税仕入れについては、帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用することができます。

⇒当該経過措置の適用にあたっては、帳簿に「経過措置(少額特例)の適用がある旨」を記載する必要がありません。

### [4] 適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れに係る経過措置

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除が適用できませんが、経過措置により最初の3年間は80%、その後の3年間は50%の仕入税額控除が適用できます。

この経過措置の適用を受けるためには、【1】の帳簿記載事項に加え、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載する必要があります。

(具体例)

①課税仕入れの相手方の氏名又は名称

②課税仕入れを行った年月日

③課税仕入れの内容(軽減対象である場合はその旨)及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨

④課税仕入れに係る支払対価の額

※③の「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」については、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する方法のほか、「※」などの記号等を記載し、かつ、この記号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」であることを別途「※は80%控除対象」などと明記する方法も認められます。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。